

《WLJ 判例コラム》第 195 号

デット・プッシュ・ダウンと法人税法 132 条による否認

～ユニバーサルミュージック事件(東京地裁令和元年 6 月 27 日判決)～

文献番号 2020WLJCC007

関西大学会計専門職大学院

教授 中村繁隆

1. はじめに

ユニバーサルミュージック事件(以下、本事件という)は、フランスに本社を置くヴィヴェンディ・グループが実施した国際的な組織再編取引及び財務関係取引(以下、本件組織再編取引等という)に関連して、法人税法 132 条の適用が争点となった事案である。なお、本事件の当時、個別的租税回避否認規定である過大支払利子税制(租税特別措置法 66 条の 5 の 2 等。以下、同じ)が導入されておらず、課税当局が一般的租税回避否認規定である法人税法 132 条を用いて否認した事案であると考えられるため、その帰趨は大きな影響を与えるといわれている²。現に本コラム執筆時において、すでに本判決に関する多くの評釈が存在する³。

なお、本事件は国際的なグループ会社間での取引であることから、BEPS(Base Erosion and Profit Shifting。以下、同じ)への対抗という視点も欠かせないといわれている⁴。そこで、本コラムでは、主にその視点から本事件に関する若干の考察を行うことにした。

2. 事案の概要と争点

音楽事業を目的とする日本法人であるユニバーサルミュージック合同会社(以下、原告という)は、本件各事業年度(平成 20 年 12 月期から平成 24 年 12 月期まで)に係る法人税の確定申告において、同族会社である外国法人からの借入れ(以下、本件借入れという)に係る支払利息の額を損金の額に算入して申告したところ、処分行政庁が、同支払利息の損金算入は原告の法人税の負担を不当に減少させるものであるとして、法人税法 132 条 1 項に基づき、その原因となる行為を否認して原告の所得金額を加算し、本件各事業年度に係る法人税の更正処分及び平成 20 年 12 月期を除く各事業年度に係る過少申告加算税の各賦課決定処分を行った(本件各更正処分等)。原告は、上記借入れが原告を含むグループ法人の組織再編の一環として行われた正当な事業目的を有する経

済的合理性のある取引であり、本件各更正処分等が法人税法 132 条 1 項の要件を欠く違法な処分であると主張して、被告を相手に本件各更正処分等の取消しを求めた。

本事件の争点は、本件各更正処分等の違法性であり、具体的には、法人税法 132 条 1 項の適用に関する次の 2 点である。第一は、法人税法 132 条 1 項にいう「その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」への該当性である。第二は、原告の本件各事業年度における所得金額及び納付すべき法人税額である。なお、本判決では、第一の争点における該当性が認められなかったため、第二の争点については判断が行われていない。

3. 第一の争点に関連する双方の主張

本事件の重要な認定事実として、原告による本件借入れが、いわゆるデット・プッシュ・ダウン(debt push down. 以下、同じ)⁵と呼ばれる方式に伴って生じている点にあると考える。

この点に関し、原告は「いわゆるデット・プッシュ・ダウンの方式…による買収について、被告は経済的合理性があることを認めている。本件借入れ…は独立当事者間の経済条件で行われたものである以上、…本件借入れは、原告からみた場合、第三者間で通常行われるデット・プッシュ・ダウンの方式による買収と何ら変わりがない」と述べるなど、本件借入れには正当な事業目的を有する経済的合理性が認められる旨、主張する。

一方、被告は、ヴィヴェンディ・グループの財務の合理化が「ヴィヴェンディ・グループに属する者であれば間接的に享受することができる抽象的なものにすぎないし、現実には、実際に享受するかどうか分からないものであり、「仮に、そのような利益が生じたとしても、原告にとっては、約 866 億円の負債のみが増加し、約 300 億円の余剰資金が失われるだけでなく、この資金の額を大きく上回る額の元金の返済が更に必要になるとともに、その負債に対する年数十億円もの巨額の利息を支払わなければならないという犠牲を払うこととなるのであるから、原告の主張するような…間接的かつ抽象的な利益が原告の犠牲を上回るとは到底いえない」と述べるなど、本件借入れには正当な事業目的を有する経済的合理性が認められない旨、主張する。

4. 第一の争点に対する判断

東京地裁は、本件借入れに正当な事業目的を有する経済的合理性があるのか否かに関して、「[1] 原告による本件借入れが行われる原因となった、ヴィヴェンディ・グループが設定した本件 8 つの目的⁶は、日本の関連会社に係る資本関係の整理や、同グループの財務態勢の強化（グループ内における負債の経済的負担の配分、為替リスクのヘッジに係るコストの軽減）等の観点からいずれも経済的合理性を有するものであり、かつ、これらの目的を同時に達成しようとしたことも経済的合理性を有するものであったと認められ、[2] 本件再編成等スキームに基づく本件組織再編取引等は、これらの目的を達成する手段として相当であったと認められ… [3] 本件組織再編取引

等によるこれらの目的の達成は原告にとっても経済的利益をもたらすものであったといえる一方、本件借入れが原告に不当な経済的不利益をもたらすものであったとはいえない。

そうすると、原告による本件借入れについては、法人税の負担が減少するという利益を除けばこれによって得られる経済的利益がおよそないとか、あるいは、これを行う必要性を全く欠いているなどということはできないから、専ら経済的、実質的見地において、純粋経済人として不自然、不合理なものとはいえず、したがって、経済的合理性を欠くものと認めることはできない」と判示した⁷。

そして、東京地裁は、「本件においては、法人税法 132 条 1 項にいう「その法人の行為又は計算で、これを容認した場合には法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」に該当するということとはできないから、これに該当することを前提としてされた本件各更正処分等はいずれも違法である」と判示した。

5. 本判決の検討

5.1. 本判決の位置付け

本判決における法人税法 132 条 1 項の不当性要件の判断基準は、先例(最判昭和 53 年 4 月 21 日⁸)に沿ったいわゆる経済的合理性基準に加えて、従来にはない視点が取り入れられている⁹。従来にはない視点とは、例えば、不当性要件の検討の結びである上記判決文の「原告による本件借入れについては、法人税の負担が減少するという利益を除けばこれによって得られる経済的利益がおよそないとか、あるいは、これを行う必要性を全く欠いているなどということはできない」の箇所をいう¹⁰。

また、本事件が多国籍企業グループにおける組織再編取引という点から、その点において共通する IBM 事件(東京高判平成 27 年 3 月 25 日¹¹。最高裁の不受理により確定。以下、同じ)で判示された法人税法 132 条 1 項の不当性要件の判断基準との関係を論じる評釈がある¹²。但し、本判決は、IBM 事件について触れていない。

さらに、本判決では法人税法 132 条 1 項が争点であったが、本事件で原告の行った「本件一連の行為¹³」の中に「本件合併」が存在する関係で、組織再編成に係る一般的租税回避否認規定である法人税法 132 条の 2 における不当性要件の判断基準を併せて論じる評釈がある¹⁴。

5.2. BEPS への対応という視点からの考察その 1—デット・プッシュ・ダウンに対する本判決の評価

太田洋弁護士は、本判決が BEPS の事例として取り上げられるデット・プッシュ・ダウンを capital allocation のための手法として好意的に評価していると指摘する¹⁵。私見としても、判決文に「多額の営業利益を計上している日本法人に負債を負わせれば、これにより日本法人の法人税の負担も減少することとなるが、税務上の目的と財務上の目的とは別個のものであり、…財務

上の観点から日本法人に負債を負わせることが不合理といえない以上、法人税の負担の減少という税務上の効果が併せて得られることをもって、かかる財務上の目的による行為の経済的合理性が否定されるものではないというべきである」と述べられている点などから、太田洋弁護士指摘に賛成である。

ところで、ここで1つ疑問がある。それは、東京地裁が本事件におけるデット・プッシュ・ダウンの合理性を積極的に認めた理由である(判決文からはその理由が明らかではないと思われる)。1つの意見として、太田洋弁護士は、本事件当時のわが国の税制上、当該取引を妨げるような個別的租税回避否認規定がなかったためではないかと推察されている¹⁶。それによると、本事件当時、国境を越えた利払いによる課税ベースの浸食に対する個別的租税回避否認規定としては、移転価格税制(租税特別措置法 66 条の 4 等)、過少資本税制(租税特別措置法 66 条の 5 等)、タックス・ヘイブン対策税制(租税特別措置法 66 条の 6 等)が置かれていたが、いずれも本事件では適用されないケースであったという¹⁷。すなわち、本事件当時、デット・プッシュ・ダウンを完全に適法に実行することができたという事情を東京地裁が踏まえていたためではないか¹⁸、という意見である。なお、東京地裁は、個別的租税回避否認規定が存在するような場合でも、法人税法 132 条 1 項の適用が一律に排除されるものではないという考え方を暗黙裡に前提としていると思われる¹⁹、と太田洋弁護士は述べている。

5.3. BEPS への対応という視点からの考察その 2—過大支払利子税制

鈴木修教授は、デット・プッシュ・ダウンを含む本件組織再編取引等が合理的であると認定された場合、過大支払利子税制のような個別的租税回避否認規定で対応するしかないと述べている²⁰。私見としても、法人税法 132 条 1 項の経済的合理性基準を満たす以上、租税法律主義の観点から同意見である。

ただ、本事件が過大支払利子税制「改正以前の案件であるため税制改正以前には特段問題にはならないと考えることも可能であろうし、税制改正以前からも租税回避の一類型と考えられており税制改正によって確認的に明文化されたに過ぎない」と考えることも可能であろう²¹という意見がある。しかし、過大支払利子税制が創設的規定ではなく、確認規定であるとされるためには、それを証する議会資料等が必要ではなかろうか。本事件において、課税当局が過大支払利子税制ではなく、法人税法 132 条 1 項を用いて否認を行っている点からも過大支払利子税制が確認規定であることを立証できなかったのではないかと推察する(あるいは、課税当局は、過大支払利子税制の適用可能性それ自体をそもそも検討していなかった可能性もある²²)。

6. おわりに

本コラムでは、BEPS への対抗という視点から若干の考察を行った。その考察から得られた私見としては、法人税法 132 条 1 項の不当性要件の判断基準、すなわち、経済的合理性基準によ

る解釈論では、本事件では対応が難しいのではないかと、という点である。なぜなら、課税要件明確主義といった租税法律主義の観点から、法人税法 132 条 1 項の適用に限界があると考えられるからである²³。また、より根本的な理由として、法人税法 132 条 1 項と BEPS 防止規定(例えば、過大支払利子税制)との目的の違いもあると考える。なぜなら、前者は同族会社と非同族会社との課税の公平を目的とする一方、後者は多国籍企業によるアグレッシブなタックスプランニングに対して、経済実態として付加価値を産んでいる国の課税ベース浸食への対処を目的としているからである。控訴審の判断が待たれるところである。

(掲載日 2020 年 3 月 16 日)

¹ [ウエストロー・ジャパン文献番号 2019WLJPCA06276001](#)。

² 太田洋・伊藤剛志『企業取引と税務否認の実務～税務否認を巡る重要裁判例の分析～』大蔵財務協会 200 頁～201 頁(2015)参照。

³ 太田洋「ユニバーサル・ミュージック事件 東京地裁判決の分析と検討〈上〉」国際税務 39 卷 11 号 30 頁～39 頁(2019)、同「ユニバーサル・ミュージック事件 東京地裁判決の分析と検討〈下〉」国際税務 39 卷 12 号 38 頁～49 頁(2019)、岩品信明「特集 TPR 事件、ユニバーサルミュージック事件を詳解 行為計算否認規定の適用をめぐる論点」経理情報 1563 号 17 頁～23 頁(2019)、木山泰嗣「法人税法 132 条の不当性要件の判断基準(上)―東京地裁令和元年 6 月 27 日判決・裁判所 HP」税理 62 卷 15 号 120 頁～121 頁(2019)、同「法人税法 132 条の不当性要件の判断基準(下)―東京地裁令和元年 6 月 27 日判決・裁判所 HP」税理 63 卷 1 号 152 頁～153 頁(2020)、鈴木修「IBM 事件、ユニバーサルミュージック事件 法人税法における同族会社の行為計算否認規定」税務弘報 67 卷 13 号 26 頁～37 頁(2019)、森・濱田松本法律事務所「最新事例解説 ユニバーサルミュージック事件第一審判決(東京地裁令和元年 6 月 27 日判決)」TAX LAW NEWSLETTER Vol.36 1 頁～9 頁(2019)、米澤勝「同族会社の行為計算の否認(法人税法 132 条)―ユニバーサル・ミュージック事件―(第一審:東京地方裁判所 2019(令和 1)年 6 月 27 日判決)」Profession Journal 348 号、「東京地裁 同族会社の行為計算否認を巡る事件で国敗訴」税務通信 No.3565 3 頁～6 頁(2019)参照。

⁴ 太田・伊藤・前掲注 2・218 頁～220 頁、鈴木・前掲注 3・35 頁、太田・前掲注 3・42 頁～46 頁参照。

⁵ 判決文には、デット・プッシュ・ダウンに関して、次のような記載がある。デット・プッシュ・ダウンとは、「一般に、親会社が、借入金の返済に係る経済的負担を、企業グループの資本関係の下流にある子会社に負担させることをいう。すなわち、企業グループは、事業に必要な資金を外部からの出資又は負債により調達し、調達した資金を企業グループ内の各社の資金需要に応じて分配するところ、外部から資金を借り入れた親会社がこれの子会社に出資する場合には子会社は負債の経済的負担を負わないのに対し、親会社が外部から借り入れた資金を子会社に貸し付ける場合には、負債の経済的負担が子会社に移転することになる。財務上の観点からは、規模が大きく多額の利益を計上している事業会社に対してより多くの負債を負担させることが合理的であり、税務上の観

点からは、税率の高い国で多額の利益を計上し多額の税金を負担している会社に対してより多くの負債を負担させることが合理的であるとされている」。

⁶ 「本件 8 つの目的」とは、本件再編成等スキームにおいて定められていたとする目的の総称であり、具体的には以下の通りである。目的①は、「オランダ法人の負債を軽減するための弁済資金を取得すること」である。目的②は、「日本法人を 1 つの統括会社の傘下にまとめること」である。目的③は、「日本における音楽出版会社を合併により 1 社とすること」である。目的④は、「日本法人の円余剰資金を解消し、ヴィヴェンディが為替リスクをヘッジすることなく、ユーロ市場での投資活動を行うことを可能にすること」である。目的⑤は、「日本法人の資本構成に負債を導入し、日本の関連会社が保有する円建ての資産及び日本の関連会社が生み出す円建てのキャッシュフローに係る為替リスクを軽減すること」である。目的⑥は、「業務系統と資本系統の統一を図ることにより経営を合理化・効率化すること、及び UMO の余剰資金を減少させること」である。目的⑦は、「日本法人を合同会社にすることにより、米国税制上のメリットを受け、又はデメリットを回避するとともに、原告を含む日本の関連会社の柔軟かつ機動的な事業運営を行うこと」である。目的⑧は、「当時検討されていた日本におけるヴィヴェンディ・グループ外の音楽会社の買収に備えること」である。

⁷ 判示に記された [1] ～ [3] について、岩品・前掲注 3・21 頁～22 頁では、[1] を「目的の合理性」、[2] を「手段の相当性」、[3] を「原告からみた経済的合理性(経済的利益と経済的不利益)」と整理している。

⁸ 訟務月報 24 巻 8 号 1694 頁、[ウエストロー・ジャパン文献番号 1978WLJPCA04210006](#)。

⁹ 木山・前掲注 3・153 頁、森・濱田松本法律事務所・前掲注 3・6 頁～7 頁、前掲注 3 の税務通信 4 頁・6 頁参照。なお、本判決の示した不当性要件が充足される範囲は不明であると論じるものとして、太田・前掲注 3・38 頁～41 頁参照。

¹⁰ 森・濱田松本法律事務所・前掲注 3・6 頁～7 頁参照。なお、本文に記載した以外の例としては、「4. 第一の争点に対する判断」の第一パラグラフにある [3] の判示につき、「他の事例ではこのような経済的利益と経済的不利益との比較はしないように思われる」(岩品・前掲注 3・21 頁)の箇所などが挙げられる。

¹¹ 判例時報 2267 号 24 頁、[ウエストロー・ジャパン文献番号 2015WLJPCA03256002](#)。

¹² 太田・前掲注 3・38 頁～41 頁、木山・前掲注 3・121 頁、木山・前掲注 3・153 頁、鈴木・前掲注 3・27 頁～30 頁、森・濱田松本法律事務所・前掲注 3・6 頁参照。

¹³ 「本件一連の行為」とは、判決文に係る別紙 2 によると「本件設立、本件増資、本件借入れ、本件買収及び本件合併の総称」をいう。なお、「本件設立」、「本件増資」、「本件借入れ」、「本件買収」及び「本件合併」の各内容は、判決文に係る別紙 2 に記載されているので、そちらを参照願いたい。

¹⁴ 太田・前掲注 3・47 頁～48 頁、木山・前掲注 3・121 頁、森・濱田松本法律事務所・前掲注 3・8 頁、米澤・前掲注 3 参照。

¹⁵ 太田・前掲注 3・42 頁～43 頁参照。

¹⁶ 太田・前掲注 3・44 頁参照。

¹⁷ 同上。

¹⁸ 同上。

¹⁹ 太田・前掲注 3・45 頁参照。

²⁰ 鈴木・前掲注 3・35 頁参照。

²¹ 岩品・前掲注 3・22 頁参照。

²² 仮に、本事件が過大支払利子税制導入後の事案であった場合を論じるものとして、太田・伊藤・前掲注 2・215 頁参照。

²³ 鈴木・前掲注 3・22 頁参照。なお、鈴木・前掲注 3・22 頁では、「一般的否認規定の導入に向けた議論を本格的に進める必要があると考える」とあるが、この意見に対しては疑問がある。なぜなら、一般的否認規定を有する国が BEPS 対応に迫られているという事実があるためである。つまり、BEPS に対しては、片務的な対応では難しいと考えられるためである。See Takayuki Nagato, A General Anti-Avoidance Rule(GAAR) and the Rule of Law in Japan, Policy Research Institute, Ministry of Finance, Japan, Public Policy Review, Vol.13, No,1, July 2017, at 66.